

第 1 章

石川県薬剤師会災害対策マニュアル
(本 部 編)

石川県薬剤師会は、災害発生時には、石川県地域防災計画に基づき、石川県内の医療関係機関・団体と連携して石川県及び市町が行う医療救護活動に協力するものとし、平時より連携体制を整備し、連携の強化に努めると共に石川県薬剤師会本部及び支部との連携および支援体制を整備し、有事に備えておく。災害発生時には日本薬剤師会及び被災地の都道府県薬剤師会内に設置する「中央対策本部」及び「現地対策本部」と連携して医療救護活動に協力するものとする。

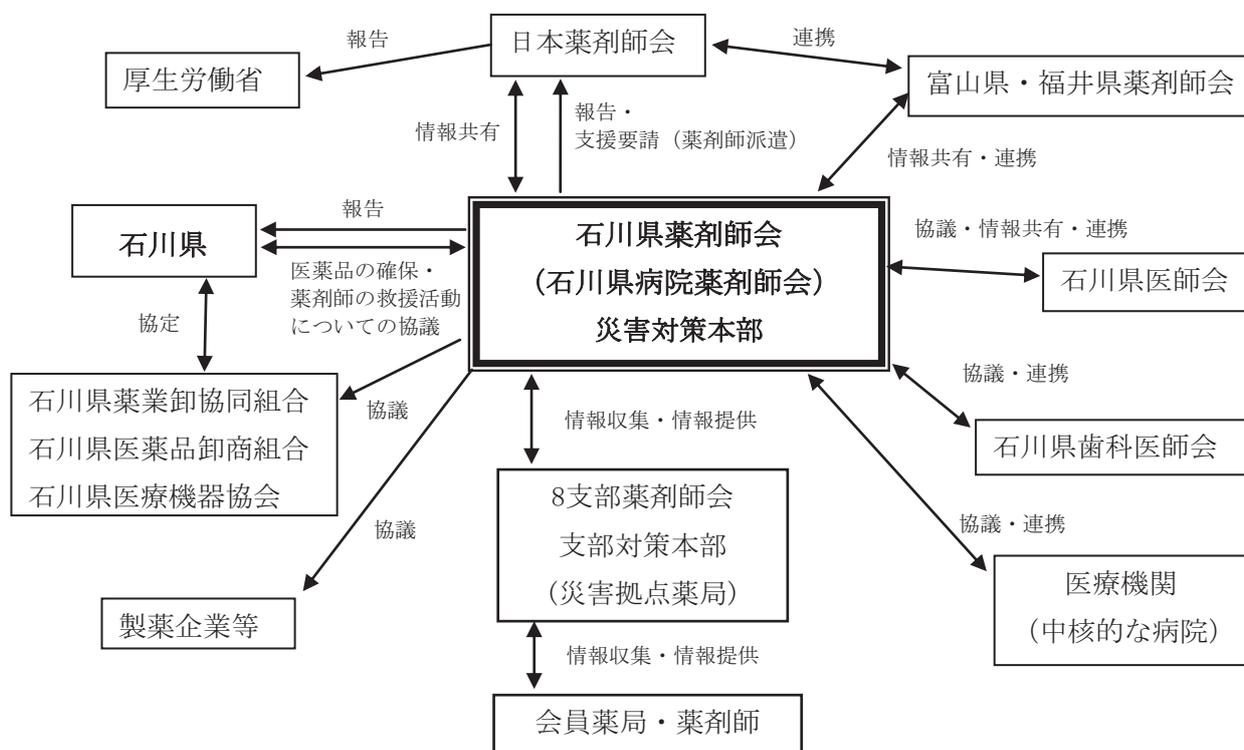
石川県薬剤師会災害対策マニュアルでは、災害発生時の災害対策本部において最も重要なことは、指揮命令系統の確立であることを踏まえ、指揮命令系統を検討し、災害対策担当者等の決定及び各支部に最低1か所「災害拠点薬局」を設置することで、医療救護活動を行う体制を整えることを目指した。

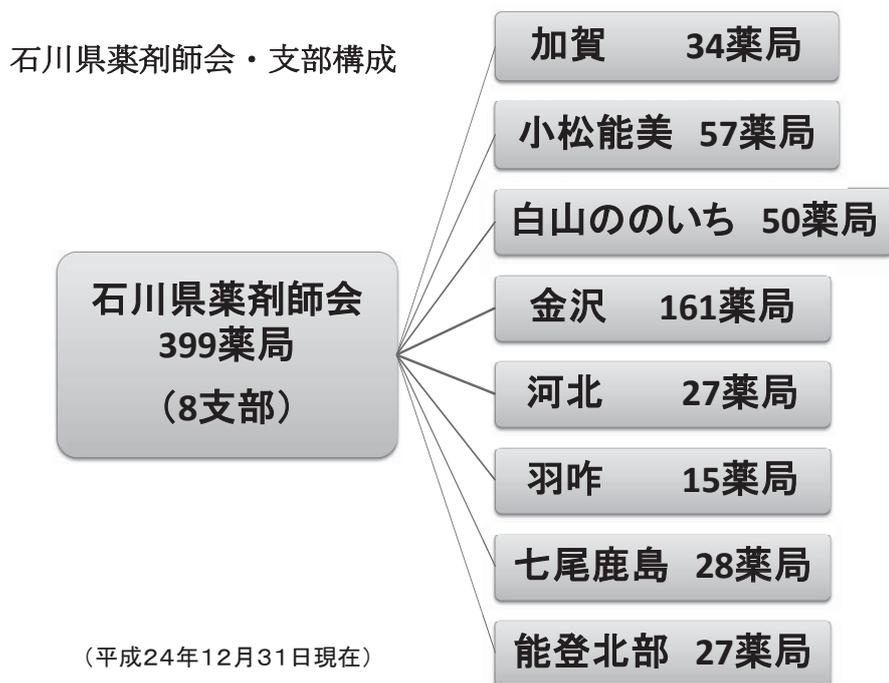
1. 災害時医療救護活動における初動体制の確立

災害発生時の現地災害対策本部における指揮命令系統および連携について示す

1.1 石川県薬剤師会災害対策本部の設置

石川県薬剤師会は、石川県内で災害が発生もしくは、発生する恐れがある場合に、石川県内各支部の被害状況等に関する情報を収集し、正副会長において協議する。県薬として災害対策を講じる必要があると判断した場合に、会長の指示により「石川県薬剤師会災害対策本部」を石川県薬事センター内に設置する。





1.2 対象とする災害の範囲

このマニュアルは、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち、被害の程度や拡がりに照らして救援活動が必要と会長が認める災害に適用する

- ① 県内で震度5強以上の地震が発生した時
- ② 県内に津波警報（大津波）が発表された時
- ③ 県内に大雨、洪水、暴風、大雪、噴火等の警報が発表され、大規模な災害が発生、もしくは発生する恐れがあり、災害対策が必要な時

(参考) 災害対策基本法 第2条 第1項

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. **災害** 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

1.3 災害時の連絡先一覧表の作成

災害発生時に迅速に会員及び関連機関と相互に連絡が取れるよう連絡先一覧を作成しておく

- (1) 災害時の連絡先一覧（固定電話、メールアドレス）等を作成し、会員に周知する
- (2) 石川県薬剤師会災害対策本部は、石川県薬剤師会（薬事センター内）に設置する

- (3) 会員及び関係医療機関・団体等に早く正確に情報伝達できる手段として石川県薬剤師会のホームページに「災害関連情報」の配信、石川県のホームページ「石川県災害・救急・周産期医療情報システム」を活用する

災害時の連絡先一覧について

施設	電話	FAX	e-mail
石川県薬剤師会	076-231-6634	076-223-1520	kenyaku@plaza-woo.jp
会長:能村明文	076-221-2189	076-263-2588	and19035@marble.ocn.ne.jp
紫錦台薬局	076-262-0489	076-262-2489	shiyaku-office@tulip.ocn.ne.jp
野町薬局	076-245-0896	076-280-4529	no-10@angel.ocn.ne.jp
小松会営薬局	0761-25-5454	0761-25-5271	komatsukaiei@jasmine.ocn.ne.jp
石川県	076-225-1111	076-225-1409	e130500b@pref.ishikawa.lg.jp
石川県薬事衛生課	076-225-1442	076-225-1444	seieika2@pref.ishikawa.lg.jp
石川県医師会	076-239-3800	076-239-3810	ishikai@ishikawa.med.or.jp
石川県歯科医師会	076-251-1010	076-251-6450	lda8020@spacelan.ne.jp
石川県看護協会	076-232-3573	076-232-3973	info@nr-kr.or.jp
石川県病院薬剤師会	076-286-3511	076-286-5096	i-byoya@kanazawa-med.ac.jp
石川県薬業卸協同組合	076-266-4141	076-266-1869	

1.4 通信手段の確保

石川県薬剤師会において複数の通信手段を確保する

- (1) 固定電話、FAX、インターネット、携帯電話、災害優先電話など
- (2) 災害拠点薬局を各支部に1か所以上配置する 8支部（9箇所）
- (3) 災害時優先電話の配置（平成25年3月31日現在、紫錦台薬局、野町薬局、小松会営薬局に配置済み）を災害拠点薬局に進めていく（県薬と日本薬剤師会を通じて調整する）
- (4) 災害時の緊急連絡先を、行政や地域の中核的な病院など関係者に周知する

（参考）災害時優先電話について

- ① 災害時優先電話は、発信のみが優先扱いとなり、着信については一般電話と同じである。緊急時には発信用として使用すること
- ② 災害時優先電話から発信しても、相手が話し中の場合は、一般電話と同様に接続はできない
- ③ 災害時優先電話の電話番号は外部に公表しない。外部に公表すると電話が殺到した場合に、使用できないケースも考えられるため。

1.5 指揮命令系統の確立など

被災地の都道府県薬剤師会等には、会員からの情報収集、自治体や関係団体との連絡・調整、被災地外からの支援薬剤師の受け入れなど、多くの業務が発生します。一部の役職員に業務が集中し、疲弊することのないよう、あらかじめ複数体制で対応する役割分担を決めておく必要がある

1.5.1 災害時の役割分担の決定

- (1) 石川県薬剤師会災害対策本部長は、石川県薬剤師会会長とする
- (2) 石川県薬剤師会災害対策本部事務局長は、石川県薬剤師会事務局長とする
- (3) 石川県薬剤師会災害対策本部は、石川県薬剤師会会長を筆頭に副会長、常任理事、事務局長、事務職員で構成される

石川県薬剤師会 災害対策本部組織図



1.5.2 災害対策担当者等の決定

- (1) 平時に行政や関係団体等と防災に関する協議を行う上で中心的役割を担う「災害対策担当者」を決定する
 - ① 石川県薬剤師会：2名
 - ② 支部薬剤師会：各1～2名
- (2) 「災害対策担当者」とは、災害発生後、被災地内外からの薬剤師受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす
- (3) 「後方支援スタッフ」とは、災害対策担当者を補佐する。災害対策担当者が理事及び会員の中から指名する

- (4) 災害発生直後は、被災地外からの後方支援スタッフの派遣が期待できないことから、災害対策担当者に多くの負担がかかる。したがって、後方支援スタッフは複数人体制とする
- (5) 「災害対策担当者」及び「後方支援スタッフ」に委任する業務と権限を決定する（支部薬剤師会とも協議する）
- (6) 県薬の「災害対策担当者」と支部薬剤師会の「災害対策担当者」が連携・協議して、災害時の支援体制を整備する

1.5.3 情報収集体制の整備

- (1) 災害時に支部薬剤師会及び会員からの情報収集を円滑に行うための体制として、平時より各支部内において連絡網を準備しておき、連絡網により収集した会員の安否情報、薬局の被害状況などの情報を支部長が県薬本部に報告する
- (2) 災害発生後、全国の薬剤師及び薬剤師会が効果的な救援活動を行うためには、被害の大きさ、負傷者・避難者の状況、医療機関や薬局の被災状況等を、早く、的確に、幅広く把握する必要があるため、石川県薬剤師会ホームページより情報を配信する
- (3) 石川県のホームページ「石川県災害・救急・周産期医療情報システム」を活用して情報の配信を行う

1.6 災害拠点薬局の整備

あらかじめ、各支部内に1箇所以上選定した「災害拠点薬局」を平時より整備しておく

- (1) 医薬品備蓄、支援薬剤師受入れ（派遣）の拠点とする
- (2) 非常用電源、燃料、交通手段、通信手段を確保する
- (3) 自地域外からの支援薬剤師の受入れを想定した計画を立てる

1.6.1 災害拠点薬局の位置付けと役割

- (1) 災害拠点薬局は、「支部災害本部」と位置付け、災害時の医薬品供給や薬剤師派遣等の支部拠点を担う
- (2) 災害拠点薬局は、支部長、支部会員と連携し、支部会員の安否確認と被害状況等の情報収集を行い、県薬本部への情報提供を行う
- (3) 災害拠点薬局は、災害時における支部の医薬品の備蓄拠点とする
- (4) 被災時には、地域住民のための調剤および医薬品提供を行う支部拠点として機能し、県内外からの支援薬剤師の受け入れを行う
- (5) 災害時には、近隣の災害拠点病院はもとより地域の医療機関と連携し、調剤業務や薬剤師の派遣を行う

第1章

1.6.2 災害拠点薬局に求める平時の準備

- (1) 平時より流通が遮断した時を想定した3日分の医薬品備蓄体制を整備する
- (2) 停電時のための「非常電源（発電機等）」を常備する
- (3) 「石川県薬剤師会災害拠点薬局」であることを示すステッカーを薬局外に向けて掲示し、各種関係機関・団体、医療機関及び地域住民に周知させる



1.6.3 災害拠点薬局一覧

災害拠点薬局が、何らかの事情で変更が必要となった場合には、速やかに同支部内で協議し、新たに災害拠点薬局となった薬局を県薬本部に連絡すると共に支部会員、各種関係機関・団体、医療機関に連絡し、地域住民に周知させること

支 部	災害拠点薬局	電話番号	住 所
加 賀	ササハラ薬局	0761-77-4433-	加賀市山代温泉桔梗ヶ丘2-64
小松能美	小松会営薬局	0761-25-5454	小松市向本折町ホ79-1
白山ののいち	山島台コメヤ薬局	076-274-9988	白山市山島台6-1
金 沢	紫錦台薬局	076-262-0489	金沢市石引4-1-13
	かもめ薬局	076-239-1540	金沢市鞍月東1-24
河 北	源薬局	076-283-0354	かほく市宇野気り220
羽 咋	はくい薬局	0767-22-9122	羽咋市の場町稻荷山出口8-2
七尾鹿島	あさひ薬局	0767-57-8155	七尾市千野町に5-2
能登北部	小西薬局	0768-62-1524	鳳珠郡能都町字宇出津新35

1.7 石川県薬剤師会における「災害対策マニュアル」の作成及び会員への周知

「石川県薬剤師会災害対策マニュアル」の作成にあたって、災害発生時の対応について検討し、会員に周知しておく

- (1) 災害時の対応として連絡方法や集合場所、参集する役員を決定する
 - ① 災害時の連絡方法は、固定電話もしくは携帯電話を使用する
 - ② 集合場所は、石川県薬剤師会事務所（石川県薬事センター内）とする

- ③ 参集する役員は、会長、副会長、常任理事、事務局長とする
- ④ 休日・夜間の対応としては、携帯電話を使用し上記同様に参集する
- (2) 主要な連絡先の所在地住所、電話番号、地図等を作成し会員に周知する
 - ① 保健所、医療機関（中核的な病院）、災害拠点病院、災害拠点薬局、警察等（第2章 石川県薬剤師会災害対策マニュアル「支部編」を参照）
 - ② 災害時の医薬品の集積所、避難所設置予定場所
 - ③ 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先等

1.8 防災用品の確保

平時より、防災用品を常備しておく

- 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する（資料1 石川県薬剤師会事務局に一部備蓄あり）

1.9 薬剤関連資材の備蓄

被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要となる資材を備蓄する（資料4）

- 「災害用緊急薬袋」（B5サイズ）：1万枚（拠点薬局、石川県薬剤師会に各1000部備蓄）

※発注先 株式会社吉田印刷所 製袋部 森谷薫

新潟県五泉市萩曾根179番地 TEL0250-43-7335（平日9：00-17：00）

1.10 その他

石川県薬剤師会等が壊滅的な被害を受けた場合の「現地対策本部」の設置場所については、金沢市内（金沢市薬剤師会事務局等）に設置することを基本とし、被害の大きさによっては、石川県内の支部（小松会営薬局等）に設置する

2. 災害発生時の対応（被災した場合）

大規模災害が発生した場合、被災地の都道府県薬剤師会等には自らの被災の有無にかかわらず、被災者に対する医療救援活動（医療救護所で活動する救護班への薬剤師の参加等）が期待される。

石川県が被災地となった場合、石川県薬剤師会では「現地対策本部」の設置場所を即座に決定する。石川県薬剤師会事務局（石川県薬事センター）の建物に被害がなかった場合は石川県薬事センター内に設置するが、被災した場合は石川県内の支部薬剤師会（金沢市薬剤師会等）あるいは近隣県の薬剤師会等に「現地対策本部」を設置する。

「現地対策本部」が設置され次第、被災地の被災情報を自治体、日本薬剤師会及び日

第1章

本病院薬剤師会に報告し、連携した支援活動を行う。

2.1 災害発生直後

災害発生直後の初動体制づくりに遅れを取らないよう、担当役員は速やかに連絡を取り参集する

- (1) 石川県薬剤師会において役員間で電話・メール等により相互に安否確認を行う
- (2) 休日・夜間においては、あらかじめ定めた役職員が石川県薬剤師会薬事センター及び石川県病院薬剤師会の被災状況を確認する
- (3) 休日・夜間においては、石川県薬剤師会の被災状況や交通状況等から緊急参集の可否等を判断する（参集可能な役職員を把握する）。被災状況により緊急参集の連絡が取れない場合は、移動可能となった者は原則として全員が緊急参集する
- (4) 石川県薬剤師会及び石川県病院薬剤師会において相互に連絡を取り合い、あらかじめ定めた役割分担を確認する

2.2 現地災害対策本部の設置など

現地対策本部の設置を行う

- (1) 石川県薬剤師会及び石川県病院薬剤師会が連携し、「現地対策本部」を設置する
- (2) 初動体制の重要性に鑑み、震災後、できるだけ速やかに設置する
- (3) 石川県薬剤師会が壊滅的な被害を受けた場合は、支部薬剤師会または近隣県の都道府県薬剤師会等に設置する
- (4) 参集可能な役職員（会長、副会長、常任理事、事務局長等）を招集する
- (5) あらかじめ定めた各担当者（役員等）の役割分担を確認し、「災害対策担当者」を中心に、関係者への連絡などを開始する（[1.3] 参照）
- (6) あらかじめ定めた情報収集の方法を確認し、被災地の支部薬剤師会や会員からの情報収集を開始する

2.3 状況の把握

災害発生時には、初動の遅れがその後の状況回復に大きく影響することから、速やかに情報収集、情報提供、情報共有に努める

2.3.1 専用ホームページの立ち上げなど

- (1) 情報提供を呼びかける掲示板を石川県薬剤師会ホームページに立ち上げ、把握した情報を公開、広報する
- (2) あらかじめ、石川県と協定を結び、石川県のホームページ「石川県災害・救急・周産期医療情報システム」に参加し、情報提供と情報共有に努める。また、一般市民に対しても「医療・薬局機能情報提供システム」を通して臨時医療救護所及び診

療可能医療機関、薬局等の情報を配信する

2.3.2 先遣隊の派遣

- (1) 被災地及び近隣の支部薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する
- (2) 被災地の支部薬剤師会の役員等に接触し、支部薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルートの状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する
- (3) 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する
- (4) 把握した情報は、被災地の支部薬剤師会及び石川県薬剤師会へ報告する

2.3.3 支部薬剤師会からの情報収集

- (1) 薬局及び薬剤師の状況に関する情報を収集する
- (2) 会員等（従事者、実習生、家族）の安否
- (3) 薬局及び医療機関の被災状況
- (4) 薬局及び医療機関の業務継続状況（または再開予定）及び医薬品等の在庫状況
- (5) 薬局及び医療機関への支援要請の有無（薬剤師の派遣、医薬品の供給等）

2.3.4 その他の情報収集

- (1) 支部薬剤師会からの情報を中心に、被災地の医療事情等の情報収集に努める
 - ① 災害医療の拠点となる医療機関の状況（業務継続状況または再開状況、薬剤師派遣の必要性、医薬品の不足状況）
 - ② 避難所の状況（避難所の設置数及び所在地、避難所の設置主体（石川県、市区町村、自主避難等）、避難者数、医療救護所の設置状況）
 - ③ その他被災地全般の状況（交通事情やライフラインの状況など）
- (2) 石川県医師会との連携について
 - ① 医療救護所の状況の情報収集（各医療救護所への被災地内外からの医療チームの派遣状況、医療チームの派遣元（〇〇県〇〇病院等）、薬剤師の不足状況、医薬品の不足状況、医療チームの打合せ・引継ぎの場所及び時間など）
 - ② 時間の経過に伴い、病院、診療所、薬局等の再開状況を情報収集し、関係医療機関及び地域住民に情報提供する

2.4 石川県との連絡・調整

石川県薬剤師会は、平時より石川県と協議し、発災時における協力協定について締結しておくことで、連携をスムーズに行えるよう準備しておく

2.4.1 石川県への報告

支部薬剤師会等から収集した情報を集約し、石川県へ報告する

- (1) 薬局（店舗）及び医療機関（薬剤部門）の被災状況（平常、支障、危険等）→石川県へ必ず報告する
- (2) 業務継続状況（または再開予定）→石川県へ必ず報告する
- (3) 医薬品の不足状況
- (4) 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物劇物等の保管状況（石川県からの要請に基づき、被災1週間以降）

2.4.2 被災地における医薬品の確保について

- (1) 被災地における医薬品の不足状況や医薬品供給ルートの確保状況等を確認し、医薬品供給の見通しについて協議する
 - ① 地域の薬局等から供出された医薬品等の取り扱い（管理・費用支弁）
- (2) 必要な場合には、石川県より厚生労働省へ医薬品供給の要請を行う
- (3) 医薬品等の積載場所の設置場所等を確認する
 - ① 災害発生直後の初動期における医療救護活動に必要な緊急用医薬品等の備蓄場所等について（石川県薬事衛生課が管理する）

備蓄場所	備蓄数量
加賀地区（南加賀保健福祉センター）	1セット
金沢地区（県立中央病院）	2セット
能登地区（能登中部保健福祉センター）	1セット
能登北部地区（能登北部保健福祉センター）	1セット
流通備蓄	7セット

② 支援医薬品等の積載場所の所在地及び管理等について

支援医薬品等が迅速に医療現場に輸送されるよう被災地に近い保健福祉センター等の次の場所に積載場所を設置する。しかし、被災状況及び支援医薬品等の集積状況に等により複数の積載場所を設置する場合あるいは他の適当な場所に積載場所を設置する場合もある

管理については、石川県（薬事衛生課）からの協力要請に基づき、石川県薬剤師会から人員を配置する

医薬品等積載場所	住 所
南加賀保健福祉センター加賀地域センター	加賀市山代温泉桔梗丘2-105-1
南加賀保健福祉センター	小松市園町ヌ48
石川中央保健福祉センター	白山市馬場2 - 7
泉野福祉健康センター	金沢市泉野町6-15-5
元町福祉健康センター	金沢市元町1-12-12
金沢市保健所・駅西福祉健康センター	金沢市西念3-4-25
石川中央保健福祉センター河北地域センター	津幡町字中橋口1-1
能登中部保健福祉センター羽咋地域センター	羽咋市旭町ユ20
能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ27-9
能登北部保健福祉センター	輪島市鳳至町畠田102-4
能登北部保健福祉センター珠洲地域センター	珠洲市宝立町鶺鴒124

③ 医薬品等積載所→医療救護所への配送ルートを確認する

市町村及び保健福祉センター等が、薬剤師会等及びその他のボランティアの協力を得て医療救護所及び医療施設等へ輸送する

(4) 医薬品等積載場所の運営について

- ① 生活物資一般の積載場所（石川県の災害対策本部が所管）とは別に医薬品等専用の積載場所（石川県薬事衛生課が所管）が設置され、石川県薬剤師会は石川県（薬事衛生課）の協力要請に基づき人員を配置し、石川県と連携してその運営を行うものとする。
- ② 医薬品等積載場所における救援物資（医療用医薬品、一般用医薬品、医療機器・衛生材料等）の系統別分類・整理、保管・管理、供給（払い出し）、搬送の方法を石川県と協力して決定する
- ③ 一般用医薬品は生活物資一般の積載場所に搬入されることが多いが、一般用医薬品については、医薬品等専用の積載場所で保管・管理する
- ④ 生活物資一般の積載場所に搬入される衛生用品等は、医薬品供給ルートでも必要となるため、生活物資一般の積載場所と医薬品等専用の積載場所とは連携を密にする（生活物資一般の積載場所において保管・管理される衛生材料や必要資材を医薬品等の積載場所へ移送することも必要となる）

2.5 関係団体等との連絡・調整

石川県薬剤師会は、平時より関係団体と協議し、発災時における連携体制について確立しておく

2.5.1 石川県医師会・石川県歯科医師会

- (1) 薬局の状況（処方箋の応需が可能な薬局の業務日時等）を報告する
- (2) 救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する

2.5.2 医薬品卸

- (1) 被災地における医薬品の不足状況、医薬品供給ルート of 状況、復旧の見通し等について協議する
- (2) 医薬品等積載所→医療救護所等への支援医薬品の配送について、協力を要請する
- (3) 地域の医療機関の状況について情報を共有する（通常流通の復旧後）
- (4) 通常配送ルートへの切り替えについて協議する

2.5.3 医療機関（中核的な病院）

- (1) 地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、医療機関外からの薬剤師派遣（支部薬剤師会による支援）について協議し、薬剤師の派遣が必要な場合は、支部薬剤師会を中心に人的支援を行う
- (2) 地域の薬局の状況（開業している薬局の業務日時等）を報告する

「石川県における災害拠点病院」について

医療圏	災害拠点病院		
南加賀医療圏	小松市民病院	小松市向本折町ホ60	0761-22-7111
石川中央医療圏	金沢赤十字病院	金沢市三馬2-251	076-242-8131
	金沢市立病院	金沢市平和町3-7-3	076-245-2600
	金沢医療センター	金沢市下石引町1-1	076-262-4161
	石川県立中央病院	金沢市鞍月東2-1	076-237-8211
能登中部医療圏	公立羽咋病院	羽咋市的場町松崎24	0767-22-1220
	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア6-4	0767-52-6611
能登北部医療圏	市立輪島病院	輪島市山岸町は1-1	0768-22-2222
	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町コ部1-1	0768-82-1181

2.5.4 その他

- (1) 協力の得られる製薬企業及び医薬品卸と、後方支援スタッフの長期的な派遣等について協議する
- (2) 協力の得られる製薬企業、医療機器メーカー、医療情報システム企業、その他関連企業等と、物的支援について協議する
- (3) 石川県を通じて警察、消防、自衛隊と協議を行う（薬剤師会活動への理解、協力

要請)

- (4) 北陸大学、金沢大学とも必要に応じて協議を行う（人的支援等）

2.6 支援薬剤師の募集及びリストの作成

石川県からの「薬剤師班」への薬剤師の派遣の依頼があった場合および石川県薬剤師会が独自に支援薬剤師の派遣を必要と判断した場合に、支援薬剤師を募る

- (1) 被災地における薬剤師確保のため、支部薬剤師会と協議の上、会員薬局等から支援薬剤師の募集を行う
 - ① 被災地内外からの薬剤師の受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす「災害対策担当者」の補佐役（後方支援スタッフ）の確保のため
 - ② 医療救護所、医薬品集積所、避難所への派遣のため
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局への派遣のため
 - ④ 被災地の薬局への派遣のため
- (2) 支援薬剤師の募集にあたって
 - ① 非会員も対象とする
 - ② 薬学生は原則不可とする（個人の責任での調剤以外のボランティア活動は可）
- (3) 支援薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、緊急連絡用携帯電話番号等）
- (4) 支援薬剤師に対するPTSD 対策（日本薬剤師会と連携の上で行う）

2.7 日本薬剤師会または日本病院薬剤師会への報告、支援要請及び情報交換

災害発生時に設置された「現地対策本部」としての「石川県薬剤師会災害対策本部」より被災状況について日本薬剤師会「中央対策本部」に報告し、支援要請を行う

- (1) 現地対策本部の設置場所、担当者名、通信手段、連絡方法等を報告する
- (2) 薬局の被災状況、業務継続状況、医療機関の状況、被災地の医療事情、その他被災地全般の状況を報告する
- (3) 現地の被災状況を把握するための先遣隊の派遣、薬剤師の派遣、医薬品の供給、後方支援スタッフの長期的な派遣等について、支援要請を行う
 - ① 出動場所及び必要人数を伝える
- (4) 被災地全般の状況について情報を共有する
- (5) 石川県薬剤師会が壊滅的な被害を受けた場合には、現地対策本部への人的支援を中央対策本部へ要請する

2.8 被災地内外からの薬剤師の受け入れに係る調整・統括

組織的災害救護活動ができるよう支援薬剤師の受け入れ体制、活動計画を立てておく

2.8.1 薬剤師の出動計画の策定など

- (1) 会員薬局等の薬剤師及び被災地外から派遣されてくる薬剤師と、出動先及び受入施設との間の調整を行うため、薬剤師の出動計画（出動日時・期間等）を策定する（支部薬剤師会と協議し、3～4人の「薬剤師班」を編成する）
- (2) 出動計画を策定する上では、派遣元の薬剤師会から石川県薬剤師会を通じて提供されてくる薬剤師の概要（性別、経歴、出動可能日時・期間等）を参考にする。また、出動期間は、災害直後は2泊3日程度でもやむを得ないが、できれば5日～1週間の派遣及び引き継ぎを原則とする
- (3) 出動先及び受入施設に対し、派遣人員の概要（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯番号、出動日時・機関等）を報告する
- (4) 支援薬剤師の出動記録（氏名、活動場所、活動期間、活動概要等）を残す

2.8.2 後方支援スタッフの配置

- (1) 「災害対策担当者」を補佐する後方支援スタッフを、地域ごとに必要に応じて派遣する
- (2) 後方支援スタッフは、被災地内外から派遣されてきた薬剤師へ出動場所や業務概要を説明するなどの役割を担う
- (3) 継続的な対応が必要となるため、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会及び協力の得られる製薬企業へ広報方支援スタッフの長期間にわたる派遣を要請する

2.8.3 必要な備品の手配など

- (1) 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要となる資材（資料4）を周知、準備する
- (2) 被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動手段等のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する
- (3) 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する
- (4) 被災地外から派遣されてくる薬剤師のための宿泊施設・場所について、石川県と協議する

2.9 災害拠点薬局の活用

災害拠点薬局を医薬品供給や薬剤師派遣の拠点として活用する（1.6参照）

2.10 会員への情報伝達

災害発生時に最も重要である最新の情報提供と情報共有に努める

- (1) 情報伝達の方法（連絡網等）を確認する
 - ① 被災会員へは情報が伝わりにくいため、石川県薬剤師会と支部薬剤師会が連携し、確実に情報が伝達される仕組み（支部内の連絡網を活用する等）を構築する
- (2) 厚生労働省、日本薬剤師会、石川県、石川県薬剤師会からの各種情報・連絡事項を会員へ連絡する
- (3) 地域の医療事情等についても支部薬剤師会及び会員へ連絡し、情報を共有する

2.11 富山県・福井県薬剤師会等との情報交換・連携

災害発生時には、隣接する近隣県と連携して協力体制を整える

- (1) 富山県・福井県薬剤師会等へ連絡し、被災地における救援活動等に関し、連携して対応する（日本薬剤師会の「中央対策本部」とも情報交換・連携する）
- (2) 富山県・福井県薬剤師会等が被災していない場合は、後方支援スタッフの派遣など全面的な支援を要請する（日本薬剤師会の「中央対策本部」とも情報交換・連携する）

3. 被災地における薬剤師の救援活動について

石川県薬剤師会は、被災地における薬剤師の不足状況等を確認し、薬剤師の救援活動の必要性について協議した上で、石川県と連絡を密にして実施していく

3.1 石川県からの要請による救援活動

石川県の災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室から薬剤師又は薬剤師班の派遣要請があった場合は、石川県薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。

石川県薬剤師会から派遣される薬剤師又は薬剤師班は、医療救護班、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等と連携して、傷病者等に対する調剤、服薬指導、服薬相談を実施するとともに、必要に応じ薬剤服用履歴に関する情報提供及びお薬手帳を利用した情報収集・情報提供による処方支援を行う。

(1) 救護所での活動

石川県薬剤師会から派遣される薬剤師班は、救護所において、医療救護班と連携して、傷病者等に対する調剤業務、医薬品等の供給、医薬品保管・管理、服薬指導を行う。この場合、薬剤服用履歴に関する情報提供及びお薬手帳を利用した副作用歴、アレルギー歴、薬剤服用歴等の患者情報の聞き取りと情報提供により処方支援

第1章

を実施する。

また、医薬品等を薬効別に分類管理し、医薬品の流通が不十分な間は、代替薬剤（同種同効薬等）の提案等を行う等、処方支援を実施する。

(2) 避難所での活動

石川県薬剤師会から派遣される薬剤師班は、市町と協力して、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等と連携し定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態や住環境を調査するとともに、必要に応じて、一般用医薬品等の供給、服薬指導及び服薬相談を実施する。

災害が長期化した場合、避難所の移動も考慮に入れ、お薬手帳の記載を行い、重複服用、過量服用の防止に努める、お薬相談会等を実施する。また、備蓄医薬品等の管理・保管状況の確認、使用法の指導を行う。

(3) 施設や住宅等への巡回活動

地域医療救護活動支援室は、巡回による服薬指導等の日時、場所等の情報を自ら又は市町を通じて住民に提供する。また、時間の経過と共に再開している医療機関の情報を地域住民に情報提供する。

石川県薬剤師会から派遣される薬剤師班は、市町と協力して、施設や住宅への巡回に同行もしくは単独で訪問し、被災者の健康状態を調査し報告すると共に、服薬指導及び服薬状況の確認・残薬確認、服薬相談等を実施する。

また、調査結果から必要に応じて医療救護班、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）に巡回診療を依頼する。

(4) 医薬品等積載場所での活動

石川県薬剤師会から派遣される薬剤師班は、医薬品等積載場所において、救援物資（医療用医薬品、一般用医薬品、医療機器・衛生材料等）の系統別分類・整理・保管・管理・供給（払い出し）業務と、避難所、救護所、施設への配送業務を行う。

3.2 石川県薬剤師会が薬剤師の救援活動で行うこと

- (1) 石川県薬剤師会は、石川県災害医療支援室から薬剤師又は薬剤師班の派遣要請があった場合は、薬剤師の出動場所と必要人数について協議し、派遣する
- (2) 石川県薬剤師会は、支部薬剤師会からの薬剤師派遣の要請に応じて、災害拠点薬局への薬剤師の派遣を検討した上で、派遣する

- (3) 一般の薬局から薬剤師派遣の要請があった場合には、被災地の医療の継続に寄与するものか、他の派遣場所との優先順位等を勘案し、支部薬剤師会と石川県薬剤師会が協議の上、支援薬剤師を派遣するかどうかを決定する
- (4) 毎日、出勤場所における活動状況を確認し、必要人数、継続の必要性について現地災害対策本部（支部災害対策本部）にて検討し、石川県及び石川県薬剤師会災害対策本部に報告する
- (5) 被災地内外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議する

4. 災害発生時の対応（被災地外の都道府県薬剤師会等）

石川県以外で災害が発生した場合は、被災地への災害支援を行うため、次に掲げる事項について準備を行い、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会及び被災した都道府県薬剤師会等と連携して支援活動を行う。

4.1 被災地近隣の都道府県薬剤師会等の場合

近隣県が被災した場合、速やかに被災した都道府県薬剤師会等と連携して協力を行う

4.1.1 被災地への先遣隊の派遣

- (1) 被災地の都道府県薬剤師会等及び日本薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する
- (2) 被災地の支部薬剤師会の役員等に接触し、支部薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルートの状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する
- (3) 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する
- (4) 把握した情報は、被災地の支部薬剤師会、都道府県薬剤師会等、及び日本薬剤師会並びに日本病院薬剤師会へ報告する

4.1.2 必要な備品の手配など

- (1) 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要となる資材（資料4）を周知、準備する
- (2) 被災地への薬剤師の移動のための交通手段を確認する
- (3) 必要に応じ、地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する

4.2 石川県との協議・連携

被災県への薬剤師派遣や医療チームの派遣等について石川県と協議する

- (1) 石川県が被災地へ医療チームを派遣する場合には、薬剤師の参画を申し出る

4.3 薬剤師の派遣に向けた準備

日本薬剤師会または日本病院薬剤師会との連携の下で、薬剤師の派遣に向けた準備を行う

- (1) 支援薬剤師の募集を開始する
- (2) 応募してきた薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等）

4.4 被災地外への避難者に対する支援（資料8）

被災地外（自県）の避難所へ避難した避難者に対する支援活動を行う

- (1) 避難所の責任者（管理者）と打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で避難所での活動を開始する
- (2) 救援活動を行う上での留意事項（資料5）を再確認する
- (3) 派遣されてきている医療チームとの連携
- (4) 一般用医薬品の分類・保管管理、供給
- (5) 公衆衛生活動 等

4.5 救援物資の送付について（留意点）

- (1) 救援物資の送付は、被災地からの要請を踏まえて行うこととし、具体的な要請内容（品名、数量、荷姿、搬送方法、時期、搬送先等）を確認する
- (2) 救援物資として医薬品や衛生材料等を送付する場合には、石川県薬剤師会に取りまとめるなどし、ある程度の数量をまとめる
- (3) 1つの段ボールに1種類の医薬品（繁用薬）のみを梱包し、開封しなくても内容物がわかるように、表に医薬品等の名称及び数量を記入する
- (4) 有効期間・使用期限の不明なもの、開封されたものなどは送付しない

4.6 その他

- (1) 被災地のニーズに応じ、薬剤師会試験検査センター等において各種検査を行う
 - ① 被災地の飲料水確保のための水質検査
 - ② 食品中の放射性物質の検査
 - ③ 学校や環境一般（大気等）の放射線量の測定

5. 平時に準備すべきこと

石川県薬剤師会においては、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、日頃から四師会との協力体制を確立しておくとともに、富山県・福井県薬剤師会等との相互連携体制を構築しておく

また、石川県と協力協定を締結し、災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に医療救護活動を行える体制を確立しておく

5.1 石川県との協力協定の締結など

石川県薬剤師会は、平時より石川県と協議し、災害発生時における協力協定について締結しておくこと

5.1.1 石川県との協議

- (1) 災害時の医薬品供給体制（医薬品集積所の設置場所等）について協議を行う
- (2) 被災地外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議を行う
- (3) 石川県の防災会議へ参加する

5.1.2 石川県との協力協定の締結

- (1) 災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」の指定を受ける
- (2) 薬剤師の災害時医療救護活動について協力協定を結ぶ
- (3) 協力協定と同時に、災害時の救護活動に係る費用弁償等に関する覚書を交わす
 - ① 出動に係る経費及び携行した医薬品等の実費弁償等
 - ② 救援活動に参加した薬剤師が被った二次災害に対する補償

5.1.3 石川県薬剤師会と支部薬剤師会との協力協定の締結

石川県薬剤師会は、各支部に設置した「災害拠点薬局」と災害時における医薬品の備蓄・供給、薬剤師の派遣等について協力協定を結ぶ

5.2 関係団体等との協議

石川県薬剤師会は、平時より関係団体と発災時における連携体制について協議しておく

5.2.1 石川県医師会

災害時の救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する

5.2.2 医薬品卸

災害時の医薬品供給ルートの確保や、医薬品集積所から医療救護所等への配送、通常

流通復旧後の通常配送ルートへの切り替えなどについて協議する

5.2.3 医療機関（中核的な病院）

地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、災害時の医療機関外からの薬剤師派遣（支部薬剤師会による支援）について協議する

5.3 日本薬剤師会を通じた富山県・福井県薬剤師会等との相互連携体制の構築

日本薬剤師会を交えて、富山県・福井県薬剤師会等と災害時の救援活動に関する協力・連携体制等について協議する

5.4 災害時に出動できる薬剤師の登録

- (1) 災害時に迅速に出動できる薬剤師のリストを作成する（氏名、生年月日、性別、勤務先（病院、診療所、薬局等の別）、連絡先（携帯電話番号、メールアドレス）、運転免許の有無、救援活動参加経験の有無等）
- (2) 年1回程度、定期的な見直しを行う

5.5 会員などに対する定期的な教育・研修

- (1) 「石川県薬剤師会災害対策マニュアル」を用いた研修会の開催
 - ① 災害時の石川県薬剤師会本部と支部との連携についてシミュレートした実習研修を継続して行う
 - ② 災害時の近隣医療機関との連携についてシミュレートした実習研修を行う
 - ③ 救命救急手法・技術の習得
 - ④ 応急手当、ACLS、上級救命救急、AED 使用手技、トリアージ法など
 - ⑤ 消毒薬の取扱い
 - ⑥ 安定ヨウ素剤の取扱い（備蓄先、配布方法を含む）、放射線障害関係の基礎知識
- (2) 地域の医療機関（中核的な病院）における実習研修
災害時に近隣病院の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、支部薬剤師会が中心となり病院薬剤部門において実習研修を行う
- (3) 災害対策担当者等の研修・育成
災害対策担当者に対する研修のほか、災害発生時に現地災害対策本部で活動する役職員や、後方支援スタッフを務める者に対する研修も併せて行う

5.6 住民に対する啓発活動

お薬手帳の啓発ポスターを作成するなど、住民に対する啓発活動に努める

5.7 防災訓練の実施等

- (1) 防災訓練を年1回程度実施する
- (2) 支部薬剤師会や会員から連絡を受ける訓練を行う
- (3) 石川県、警察機関、消防機関、医療関係者及び一般市民等による合同訓練へ積極的に参加する

5.8 「石川県災害対策マニュアル」の見直しについて

石川県薬剤師会は、社会情勢の変化に伴い、本マニュアルの内容を検討し、必要に応じて改訂を行うものとする

初版 平成25年4月1日 作成